第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会 第2回総会



日時:令和5年9月|3日(水) 場所:むつグランドホテル |階

第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会 第2回総会 次 第

1. 開 会		
2. 会長あいさっ	2	
3.報告		
○報告第Ⅰ号	第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会役員・委員の変更	
	について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○報告第2号	第80回国民スポーツ大会の開催地及び会期の決定並びに	
	第25回全国障害者スポーツ大会の開催地の決定について ・・・	2
○報告第3号	第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会第1回常任委員会に	
	おける審議決定事項について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4. 議 事		
○議案第Ⅰ号	第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会	
	令和4年度事業報告(案) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
○議案第2号	第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会	
	令和4年度収支決算(案) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	П
○議案第3号	青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会の設置	
	及び会則の改正(案) ・・・ ・・・・・・・・・・・	13
○議案第4号	青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会総会から	
	常任委員会への委任事項改正(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
5. 閉 会		
《参考資料》		
青の煌めきあれ	おもり国スポ・障スポむつ市実行委員会事務局規程 ・・・・・・・	23

第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会役員・委員等の変更について

令和5年 | 月3 | 日から令和5年 9月 | 3日までの間における役員・委員等の変更については、以下のとおりである。

会長

機関・団体名及び役職		新任者			旧任者			変更年月日
むつ市長	山	本	知	也	宮	下	宗一郎	令和5年4月23日

常任委員

機関・団体名及び役職	新任者		旧任者				変更年月日		
一般社団法人青森県フェンシング協会会長	駒	井	昭	雄	菊	池	憲太	郎	令和5年5月13日
一般社団法人しもきたTABIあしすと理事長	日	本	知	也	宮	下	宗一	-郎	令和5年5月18日
JRバス東北株式会社青森支店大湊支所支所長	有	明	正	樹	店	場	勝	幸	令和5年6月1日
青森県下北地域県民局局長	蛯	名	芳	德	石	澤	雅	史	令和5年4月1日
むつ市民生部部長	斉	藤	洋	_	杉	澤	_	徳	令和5年4月1日

委員

機関・団体名及び役職	新任者				旧任者			変更年月日	
青森県高等学校体育連盟会長	岡		_	仁	下リ	原	堅	藏	令和5年4月11日
むつ市校長会会長	成	田	浩	之	氣	仙		宏	令和5年4月1日
むつ市校長会副会長	日	本	明	美	成	田	浩	之	令和5年4月1日
青森県立むつ工業高等学校校長	日	田		誠	玉	井	勝	弘	令和5年4月1日
青森大学学長	澁	谷	泰	秀	金	井	_	賴	令和5年4月1日
むつ市PTA連合会会長	岩	渕		崇	大	見	竜	人	令和5年5月6日
一般社団法人青森県保育連合会むつ支部支部長	真	手	め <	ぐみ	金	澤	範	子	令和5年4月1日
むつ商工会議所青年部会長	横	田	俊	行	齊	藤		誠	令和5年4月1日
むつ下北歯科医師会会長	髙	瀨	厚ス	大郎	田	中	志	昌	令和5年4月1日
日本郵便株式会社むつ郵便局局長	小	松		寿	斎	藤	浩	樹	令和5年4月1日
海上自衛隊大湊地方総監部管理部総務課総務係長	矢	﨑	晃	史	大	江	俊	道	令和5年4月1日
下北地域県民局地域健康福祉部保健総室総室長	鍵	谷	昭	文	竹	林		紅	令和5年4月1日
下北地域県民局地域整備部企画整備課課長	本	間	康	弘	平	岡		学	令和5年4月1日

顧問

機関・団体名及び役職 新任者		旧任者	変更年月日
青森県議会議員	斉 藤 孝 昭	越前陽悦	令和5年4月30日
青森県議会議員	吉 田 ゆかり	菊 池 憲太郎	令和5年4月30日
青森県議会議員	井 本 貴 之	山本知也	令和5年4月30日

参与

機関・団体名及び役職		新任	£者			旧信	£者		変更年月日
株式会社デーリー東北新聞社むつ総局長	エ	藤	文	-	松	橋	広	幸	令和5年4月1日
株式会社読売新聞東京本社青森支局長	深	山	真	治	吉	田	尚	大	令和5年6月1日
株式会社時事通信社青森支局長	落	水	浩	樹	四义	ソ井	宗	治	令和5年7月1日
株式会社青森テレビ営業局長	鹿	内	貴	之	浅	利	信	夫	令和5年6月1日

第80回国民スポーツ大会の開催地及び会期の決定並びに 第25回全国障害者スポーツ大会の開催地の決定について

令和5年7月20日に開催された(公財)日本スポーツ協会理事会において、 第80回国民スポーツ大会の開催地及び会期が決定された。 併せて、第25回全国障害者スポーツ大会の開催地についても決定された。

○第80回国民スポーツ大会の開催地及び会期について

開催地:青森県

会 期:令和8年 | 0月 | 0日(土)~ | 0月20日(火)

○第25回全国障害者スポーツ大会の開催地について

開催地:青森県

第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会 第1回常任委員会における審議決定事項

第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会会則第 | 2条第7項の規定に基づき、 第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会第 | 回常任委員会にて審議決定した事 項について、下記のとおり報告する。

記

I 第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画

〈目的〉第80回国民スポーツ大会(青の煌めきあおもり国スポ)の成功に向け、 市民総参加により、一人ひとりの英知を結集し、地域資源を活かしたむつ 市の魅力を発信する大会とするため、むつ市開催基本方針に基づき、必要 な事項を定めるもの。

2 第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会専門委員会規程

〈目的〉むつ市準備委員会会則第 | 3条第 4 項の規定に基づき、専門委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるもの。

第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画

1. 趣旨

第80回国民スポーツ大会(青の煌めきあおもり国スポ)の成功に向け、市民総参加により、一人ひとりの英知を結集し、地域資源を活かしたむつ市の魅力を発信する大会とするため、むつ市開催基本方針に基づき、開催推進総合計画を定めるものとする。

2. 基本方針

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、国民スポーツ大会を一過性のスポーツイベントに終わらせず、スポーツを通じて未来のまちづくりにつながる大会となるよう、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(2) 財務

県等と連携し、簡素·効率化を図りながらも創意工夫を生かした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

(3) 広報

国民スポーツ大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、自然や歴史・文化・食など本紙の多彩な魅力を全国に発信する。

(4) 市民運動

市民一人ひとりが大会開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加し、 一丸となって大会を盛り上げていくことにより、市民協働のまちづくりの推進につ なげる。

(5) 観光・おもてなし

選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々に、本市の多彩な魅力に触れていただくとともに、心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 競技

県、競技団体、関係機関、関係団体等と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、必要な用具等については、効率的に整備する。

(7) 式典

簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、創意工夫をこらし、本市の特色 を生かした式典とする。

(8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用を図るとともに、青森国スポの開催後の市民利用にも配慮した整備に努める。

(9) 宿泊

選手・監督をはじめ、大会関係者等の宿泊については、宿泊施設等と緊密に連携し、 安全で快適な宿舎の確保を図り、受入体制に万全を期する。

(10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、大会に関わるすべての方々の健康を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、医事・衛生体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者及びその他関係機関等と緊密に連携することで、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、交通公共機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 警備・消防

競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期すため、警察・消防その他関係機関等と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

3. 年次計画

第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画の年次計画は別表のとおりと する。また、年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画 年次計画

		2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
	年 度 開催県	令和4年度(4年前) 栃木県	令和5年度(3年前) 鹿児島県	令和6年度(2年前) 佐賀県	令和7年度(1年前) 滋賀県	令和8年度(開催年) 青森県
	主要行事		日本スポーツ協会・文部科学省総合視察		中央競技団体最終視察	第80回国民スポーツ大会
	工女门子		大会開催・会期決定		リハーサル大会	第25回全国障害者 スポーツ大会
		準備委員会 設立総会・第1回総会	準備委員会第2回総会/ 実行委員会 設立総会・第1回総会	実行委員会第2回総会	実行委員会第3回総会	実行委員会第4回総会 実行委員会第5回総会
	準備組織		常任委員会開催			
	1_ NII 1271-96		総務企画専門委員会設置開催 競技式典専門委員会設置開催 宿泊衛生専門委員会設置開催 輸送交通専門委員会設置開催			
				庁内推進本部設置	実施本部 設置・開催	
		県準備委員会との連絡調整	県実行委員会との連絡調整			第 80
			開催推進総合計画 策定·進行管理			
				大会運営ガイドライン策定	大会実施本部 運営マニュアル作成	———— 民 ス ポ
			協賛金取扱要項策定	協賛の推進		──── "
	総務企画財務	リハーサル大会開催経費検討		リハーサル大会 予算編成	リハーサル大会予算執行・決算	大会・
		大会経費検討			大会予算編成	大会予算 執行・決算 25
				識別用品整備要項作成	リハーサル大会識別用品整備	大会識別用品整備全
				遺失物・拾得物取扱要項作成	リハーサル大会 遺失物・取得物取扱実施	大会遺失物·拾得物取扱実施 障 害
総務				保険加入要項作成	リハーサル大会保険加入	大会保険加入 オ
企画			広報基本計画策定	広報啓発活動の推進		l
関	広 報	市ホームページ情報提供		実行委員会ホームページ 開設・運営		大 会 開
係				大会報告書編成方針検討	大会報告書編成方針決定	大会報告書作成
			市民運動基本計画策定	市民運動の推進		
	市民運動		ボランティア募集要項策定	ボランティア募集・要請	大会ボランティア業務計画策定	大会ボランティア配置
				リハーサル大会ボランティア業務計画策定	_ リハーサル大会 ボランティア配置	
				歓迎装飾・おもてなし 実施要項作成	歓迎装飾・ ガイドブック等の検討	歓迎装飾・ ガイドブック等の配付
	観光・おもてなし		観光・おもてなし基本計画策定	案内所·休憩所等 設置運営要項作成	リハーサル大会 案内所・休憩所等設置	案内所•休憩所等設置
				売店設置運営要項作成	リハーサル大会売店設置	売店設置
			<u> </u>			

第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画 年次計画

		2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
	年 度 開催県	令和4年度(4年前) 栃木県	令和5年度(3年前) 鹿児島県	令和6年度(2年前) 佐賀県	令和7年度(1年前) 滋賀県	令和8年度(開催年) 青森県
			競技運営基本計画策定	競技別実施計画策定	競技別実施要項策定	競技別プログラム作成
		競技用具整備計画調査・検討	競技用具整備計画策定	競技用具整備		-
		競技役員編成案調査・検討				競技役員編成・委嘱
	競技	競技会係員·補助員 編成案調查·検討			競技会係員·補助員 編成案決定	競技会係員·補助員 編成·委嘱
競		リハーサル大会実施検討	リハーサル大会 開催基本計画策定	競技別リハーサル大会 実施要項作成	リハーサル大会実施	
技式		デモスポ開催競技実施検討			デモスポ実施要項策定	デモスポ実施
典				情報通信基本計画策定	情報通信業務実施要項作成一	臨時通信施設架設設置
関係	式 典		式典基本計画策定		式典実施要項作成	各競技 開始式·表彰式実施
	工 典			炬火イベント検討	炬火イベント実施計画・ 要項作成	炬火イベント実施 第 80
			施設整備基本計画策定	リハーサル大会会場設営仕様書作成	リハーサル大会会場設営	回国
	施設				大会会場設営仕様書策定	大会会場設営スポ
		競技施設整備の実施				
			宿泊基本計画策定		宿泊要項作成	(宿泊本部設置) 大会・
	宿泊	仮配宿シミュレーション				大会配宿実施 25
				弁当調達要項作成	リハーサル大会 弁当調達実施	大会弁当調達実施全国
宿泊衛			医事・衛生基本計画策定			障 害 者
生			医療救護要項作成	医療救護実施マニュアル作成	救護所設置計画作成	スポー
関係	医事•衛生			リハーサル大会教護所設置計画作成	リハーサル大会 救護所設置	・
			感染対策要項作成	感染対策マニュアル作成		医事·衛生本部設置 会 開 救護所設置 開
			食品衛生対策要項作成	食品衛生対策実施マニュアル作成		I LL
			環境衛生対策要項作成	環境衛生対策 実施マニュアル作成		
			輸送・交通基本計画策定			
輸	輸送交通		輸送・交通要項作成	計画輸送シミュレーション	輸送計画作成	
送交				リハーサル大会輸送計画作成	リハーサル大会 輸送計画実施	輸送本部設置
通			駐車場等調査·確保			
関係	##		警備・消防基本計画策定	警備•消防実施要項作成	警備·消防計画作成	警備・消防本部設置
	警備消防			リハーサル大会 警備・消防計画作成	リハーサル大会 警備・消防本部設置	高棚 仿别个即改造

第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会会則(令和5年 1月30日施行)第13条第4項の規定に基づき、第80回国民スポーツ大会 むつ市準備委員会専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織及び運営に 関し、必要な事項を定める。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称及び第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

- 第3条 専門委員会に次の役員を置く。
 - (1)委員長 1名
 - (2) 副委員長 若干名

(役員の選任等)

- 第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから第80回国民スポーツ大会 むつ市準備委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。
- 2 役員及び委員は、無報酬とする。

(役員の職務)

- 第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員(代理人に権限を委任し、又は書面で 議決に加わった者を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。
- 5 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を 聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、 専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の部会委員は、会長が委嘱する。
- 3 第3条から第6条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中、「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。 (委任)
- 第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年5月 | 9日から施行する。

別表(第2条関係)

名 称		付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1	総務企画及び財務に関すること。	左記付託する事
	2	広報及び市民協働に関すること。	項のうち、事業
	3	観光及びおもてなしに関すること。	の実施に関する
	4	他の専門委員会に属さない事項に関	こと。
	す	う ること。	
競技式典専門委員会	1	競技に関すること。	左記付託する事
	2	式典に関すること。	項のうち、事業
	3	施設に関すること。	の実施に関する
	4	その他競技式典に関すること。	こと。
宿泊衛生専門委員会	1	宿泊に関すること。	左記付託する事
	2	医事及び衛生に関すること。	項のうち、事業
	3	その他宿泊衛生に関すること。	の実施に関する
			こと。
輸送交通専門委員会	1	輸送及び交通に関すること。	左記付託する事
	2	警備及び消防に関すること。	項のうち、事業
	3	その他輸送交通に関すること。	の実施に関する
			こと。

第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会 令和4年度事業報告(案)

- Ⅰ 会議の開催
 - (1) 総会

第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会第1回総会開催 (令和5年1月30日)

(2) 常任委員会

第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会第1回常任委員会開催 (令和5年5月19日)

- 2 開催準備業務の推進
 - (I)各種基本計画策定及び要項作成 開催推進総合計画、専門委員会規程
 - (2) 県からの各種調査への対応 随時
 - (3) その他競技会の開催準備に係る事項の推進 セーリング競技会場(艇置場)整備設計業務委託
- 3 関係機関及び競技団体との連絡調整
 - (I) 県準備委員会との連絡調整 随時
 - (2)競技団体及び共催市等との連絡調整随時
- 4 先催地の開催準備に係る調査・研究
 - (1) 先催地準備状況の情報収集等
 - ・いちご一会とちぎ国体視察(令和4年10月2日~5日 宇都宮市ほか)
 - ・後催県への事業説明会参加(令和5年1月12日~13日 栃木市)

第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会 令和4年度収支決算(案)

〇 収入 [単位:円]

科目	予算額	決算額	差引額	備考
負担金	100,000	100,000	0	むつ市負担金
諸収入	1,000	0	△ 1,000	預金利息等
合 計	101,000	100,000	△ 1,000	

〇 支出 [単位:円]

	科 目	予算額	決算額	差引額	備考
総務	S 費	101,000	99,360	△ 1,640	
	会議費	80,000	80,000	0	会場費80,000円
	事務局費	21,000	19,360	△ 1,640	消耗品費(会長印)18,480円 振込手数料880円
	合 計	101,000	99,360	△ 1,640	

【収入額】100,000円 - 【支出額】 99,360円 = 【差引額】 640円 (差引額は次年度に繰越)

監査報告

第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会会則第7条第4項及び第17条の規定に基づき、令和4年度収支決算に関する会計書類について監査したところ、その内容が適正であったことを認めます。

令和5年 5 月 3/ 日

監事佐藤節雄

監事行心合旗士子區

第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会

会 長 山 本 知 也 様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会の設置及び会則の改正(案)

Ⅰ 趣旨

令和5年7月20日に開催された(公財)日本スポーツ協会理事会において、青森県での国民スポーツ大会の開催が決定されたことから、国民体育大会開催基準要項第25条第 I 項に基づき、「第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会」(以下「準備委員会」という。)を改組することで「青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会」(以下、「実行委員会」という。)を設置するもの。

2 実行委員会の設置の概要

(1) 名称

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会

(2)組織

- ・第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会の総会、常任委員会及び各種専門 委員会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会に引き継ぐ。
- ・第80回国民スポーツ大会開催準備業務に加え、新たに第25回全国障害者スポーツ大会に係る業務を担う。
- (3)役員、委員等
 - ・会長、副会長等の役員は、準備委員会の役員を充てるものとする。
 - ・上記に加え、大会に関連する団体等の代表者を新たに委員とする。

3 会則の改正等

- ・組織名称を変更するとともに、準備委員会の会則等を改正する。
- ・また、これまでの準備委員会で決定した方針、計画及び関係諸規定等については、「第80回国民スポーツ大会」とあるものを「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」に読み替え、「むつ市準備委員会」とあるものは、「むつ市実行委員会」と読み替えるものとする。

〈参考〉 国民体育大会開催基準要項(抜粋)

- 25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会
- (I)開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。

青の煌めきあおもり国スポ·障スポむつ市実行委員会委員・役員等(案)

会長 1名 (順不同・敬称略)

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏 名	Ż
1	市関係	むつ市	市長	山本知	

副会長 5名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	職氏		名	
1	市議会関係	むつ市議会	議長	大	瀧	次	男
2	スポーツ関係	特定非営利活動法人むつ市体育協会	会長	柴	田	文	彦
3	産業·経済·観光関係	むつ商工会議所	会頭	内	田	大	輔
4	市関係	むつ市	副市長	Ш	西	伸	
5	市関係	むつ市教育委員会	教育長	冏	部	謙	_

常任委員 23名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職		氏	名	
1	競技団体	青森県ローイング協会	会長	柴	田	文	彦
2	競技団体	一般財団法人青森県バスケットボール協会	会長	田	中	雅	之
3	競技団体	青森県セーリング連盟	会長	菊	池	浩ス	大郎
4	競技団体	一般社団法人青森県フェンシング協会	会長	駒	井	昭	雄
5	競技団体	青森県フライングディスク協会	会長	白	Ш	直	人
6	産業·経済·観光関係	公益社団法人むつ市観光協会	会長	木	村		努
7	産業·経済·観光関係	公益社団法人下北物産協会	会長	中	新	鐵	男
8	産業·経済·観光関係	一般社団法人しもきたTABIあしすと	理事長	Щ	本	知	也
9	宿泊·飲食関係	むつ市旅館組合	組合長	鷹	架	則	子
10	宿泊·飲食関係	むつ市民宿組合	組合長	福	岡	榮	子
11	輸送·交通関係	東日本旅客鉄道株式会社青森営業統括センター	所長	角	谷	公	博
12	輸送•交通関係	下北交通株式会社	専務取締役	杉	Щ		毅
13	輸送•交通関係	JRバス東北株式会社青森支店大湊支所	支所長	有	明	正	樹
14	輸送•交通関係	有限会社むつ車体工業	代表取締役	齋	藤	憲	_
15	輸送·交通関係	有限会社脇野沢交通	代表取締役	滝	本	守	雄
16	輸送·交通関係	むつ市タクシー協会	会長	杉	Щ	雄	吾
<u>17</u>	輸送•交通関係	下北地域広域行政事務組合消防本部	<u>消防長</u>	畑	中	輝	幸
18	医療·福祉関係	社会福祉法人むつ市社会福祉協議会	理事長	遠	藤	雪	夫
19	国・県関係	むつ警察署	署長	佐	藤	大	氣
20	国・県関係	青森県下北地域県民局	局長	蛯	名	芳	德
21	市関係	むつ市	政策統括監	吉	田		真
22	市関係	むつ市民生部	部長	斉	藤	洋	_
<u>23</u>	市関係	むつ市福祉部	<u>部長</u>	中	村	智	郎
22	市関係	むつ市民生部	部長	斉	藤		

監事 2名

	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏	名	
1	産業・経済・観光関係	むつ商工会議所	専務理事	佐 藤	節	雄
2	市関係	むつ市	会計管理者	千代谷	賀-	上子

委員 40名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職		氏	名	
1	競技団体	むつ地区ボート協会	会長	JII	向	信	義
2	競技団体	むつ市バスケットボール協会	会長	大	瀧	次	男
3	競技団体	むつヨットクラブ	会長	菊	池	浩ス	大郎
4	競技団体	むつ市フェンシング競技協会	会長	荒		正	典
5	スポーツ関係	むつ市スポーツ少年団	本部長	小	松	和	美
6	スポーツ関係	むつ・下北地区レクリエーション協会	会長	白	JII	直	人
7	スポーツ関係	むつ市スポーツ推進委員連絡協議会	会長	井戸	⋾端	隆	雄
8	スポーツ関係	青森県高等学校体育連盟	会長	尚		_	仁
9	スポーツ関係	下北地方中学校体育連盟	会長	飯	田	_	彦
10	学校·教育関係	むつ市校長会	会長	成	田	浩	之
11	学校·教育関係	むつ市校長会	副会長	Щ	本	明	美
12	学校·教育関係	青森県立田名部高等学校	校長	矢	部	広	明
13	学校·教育関係	青森県立大湊高等学校	校長	千	葉	栄	美
14	学校·教育関係	青森県立むつ工業高等学校	校長	山	田		誠
<u>15</u>	学校·教育関係	青森県立むつ養護学校	<u>校長</u>	小笠	原	雅	和
16	学校·教育関係	青森大学	学長	澁	谷	泰	秀
17	学校·教育関係	青森明の星短期大学	学長	花	田		慎
18	学校·教育関係	むつ市PTA連合会	会長	岩	渕		崇
19	学校·教育関係	一般社団法人青森県保育連合会むつ支部	支部長	真	手	めく	ぐみ
20	産業·経済·観光関係	一般社団法人むつ青年会議所	理事長	飛	島	芳	史
21	産業·経済·観光関係	むつ商工会議所青年部	会長	横	田	俊	行
22	産業·経済·観光関係	むつ商工会議所女性会	会長	髙	橋	千寉	鳥子
23	産業·経済·観光関係	むつ市漁業協同組合	代表理事組合長	木	村		司
24	産業·経済·観光関係	十和田おいらせ農業協同組合むつ支店	支店長	JII	端	義	幸
25	宿泊·飲食関係	むつ市料理飲食店組合	理事長	I	藤	卓	Ξ
26	輸送·交通関係	むつ地区交通安全協会	会長	髙	野	敏	昭
27	医療·福祉関係	一般社団法人むつ下北医師会	会長	Ξ	上	史	雄
28	医療·福祉関係	むつ下北歯科医師会	会長	髙	瀨	厚フ	大郎
29	医療·福祉関係	むつ下北薬剤師会	会長	石	Щ	毅	憲
30	医療·福祉関係	公益社団法人青森県看護協会下北支部	支部長	白	濱	里	美
31	各種団体	むつ市老人クラブ連合会	会長	布	施	勝	大
32	各種団体	むつ市連合婦人会	会長	坪			三子

33	各種団体	むつ市青少年健全育成推進協議会	会長	菊	池	三日	戶郎
34	各種団体	むつ市身体障害者福祉協会	会長	Ш	端		稔
35	通信・報道関係	日本郵便株式会社むつ郵便局	局長	小	松		寿
36	通信・報道関係	東日本電信電話株式会社宮城事業部青森支店	支店長	磯	﨑		崇
37	国・県関係	海上自衛隊大湊地方総監部管理部総務課	総務係長	矢	﨑	晃	史
38	国・県関係	海上保安庁青森海上保安部交通課	課長	井	上	昭	義
39	国・県関係	下北地域県民局地域健康福祉部保健総室	総室長	鍵	谷	昭	文
40	国・県関係	下北地域県民局地域整備部企画整備課	課長	本	間	康	弘

顧問 3名

	選出区分	所属機関・団体名	役職		氏	名	
1	県議会関係	青森県議会	議員	斉	藤	孝	昭
2	県議会関係	青森県議会	議員	北	田	ゆた	いり
3	県議会関係	青森県議会	議員	井	本	貴	之

参与 16名

	選出区分	所属機関・団体名	役職		氏	名	
1	報道機関	株式会社東奥日報社むつ支局	支局長	熊	谷	慎	吉
2	報道機関	株式会社デーリー東北新聞社むつ総局	総局長	エ	藤	文	_
3	報道機関	株式会社陸奥新報社青森支社	支社長	今	井	珠	世
4	報道機関	株式会社河北新報青森総局	総局長	古	関	良	行
5	報道機関	株式会社朝日新聞社青森総局	総局長	伊	藤	唯	行
6	報道機関	株式会社読売新聞東京本社青森支局	支局長	深	Щ	真	治
7	報道機関	一般社団法人共同通信社青森支局	支局長	檜	森	史	朗
8	報道機関	株式会社時事通信社青森支局	支局長	落	水	浩	樹
9	報道機関	株式会社毎日新聞社青森支局	支局長	遠	Щ	和	彦
10	報道機関	株式会社日本経済新聞社青森支局	支局長	伊	藤	敏	克
11	報道機関	日本放送協会青森放送局	局長	中	村	円	香
12	報道機関	青森放送株式会社むつ支局	支局長	永	井	康	之
13	報道機関	株式会社青森テレビ	営業局長	鹿	内	貴	之
14	報道機関	青森朝日放送株式会社	上席執行役員営業局長	澤	谷	加一	一郎
15	報道機関	株式会社フジテレビジョン報道局青森支局	支局長	地	名	伸	_
16	報道機関	株式会社エフエムむつ	代表取締役社長	中	村	俊	Ξ
						_	

会長1名、副会長5名、常任委員23名、監事2名、委員40名 顧問3名、参与16名 合計90名

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会則(案)

第 | 章 総則

(名称)

(目的)

第2条 <u>実行委員会</u>は、第80回国民スポーツ大会<u>及び第25回全国障害者スポーツ大会</u>において、むつ市で開催される競技会(以下、「競技会」という。)の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事務)

- 第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。
 - (1)競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
 - (2)競技会の開催に係る準備に関すること。
 - (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
 - (4) 競技外の開催及び準備のための経費に関すること。
 - (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

- 第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げるもののうちから会長が委嘱する。
- (I) むつ市を代表する者
- (2) むつ市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

- 第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。
 - (1)会長
 - (2) 副会長
 - (3) 常任委員
 - (4) 監事

(役員の選任)

- 第6条 会長は、むつ市長をもって充てる。
- 2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱 する。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

- 第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから <u>実行委員会</u>の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任 時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞 職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補 充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

- 第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

- 第10条 実行委員会に次に掲げる会議を置く。
 - (1)総会
 - (2) 常任委員会
 - (3) 専門委員会

(総会)

- 第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。
- 2 総会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長または会長が指名する者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
- (Ⅰ)競技会の開催に係る基本方針に関すること。
- (2)会則の制定及び改廃に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

- (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、 または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席 したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員(代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。)の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって評決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

- 第 | 2条 常任委員会は、委員長及び副委員長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長を持って充てる。
- 3 副委員長は、副会長を持って充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あら かじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
- (Ⅰ)総会から委任された事項に関すること。
- (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任に関すること。
- (3)総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項並びに次条第2項及び第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査、審議し、その結果を必要に応じて常任委員会へ報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議、決定し、その結果を必要に応じて常任委員会へ報告する。
- 4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第 | 4条 会長は総会及び常任委員会(以下「総会等」という。)を招集するいと まがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを 専決処分することができる。
- 2 会長は前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告 し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 <u>実行委員会</u>の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の 監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 | 8条 実行委員会の会計年度は、毎年4月 | 日に始まり、翌年3月3 | 日までとする。

第7章 解散

(解散)

- 第 | 9条 <u>実行委員会</u>は、第 2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決 を経て解散するものとする。
- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、むつ市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、<u>実行委員会</u>の運営に関し、必要事項は会 長が定める。

附 則

この会則は、令和5年1月30日から施行する。

附 則

I この会則は、令和5年9月Ⅰ3日から施行する。

- 2 この会則の施行の際、現に第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会の委員、 役員、顧問、参与又は専門委員である者は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ むつ市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとす る。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会の方針、計画及び関係諸規程中「第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会」とあるものは、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会」と読み替える。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会 総会から常任委員会への委任事項(案)

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会則第 1 1 条第 4 項第 5 号に基づく総会から常任委員会への委任事項は次のとおりとする。

- I 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 財務、広報、市民運動及び観光・おもてなしに関すること
- 3 競技、式典及び施設に関すること
- 4 宿泊及び医事・衛生に関すること
- 5 輸送・交通、消防防災・警備に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会事務局規程

第1章 総則

(趣旨)

第 | 条 この規程は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会(以下「会則」という。)第 | 5条第2項の規定に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 事務局

(設置)

- 第2条 事務局は、むつ市民生部市民スポーツ課国民スポーツ大会準備室内に置く。 (業務)
- 第3条 事務局は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会(以下「実行委員会」という。)の運営に関する事務を処理する。

(職員)

- 第4条 事務局に次の職員を置く。
 - (1) 事務局長
 - (2) 事務局次長
 - (3)事務局次長補佐
 - (4) 事務局員
- 2 前項の職員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 事務局に出納員を置く。
- 4 第 | 項に定める職員のほか、必要に応じ、事務局にむつ市職員以外の者を置く ことができる。

(職務)

- 第5条 事務局長は、実行委員会会長(以下「会長」という。)の命を受け、事務 局を統括し、職員を指揮監督する。
- 2 事務局次長は、上司の命を受け、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又はかけたときは、その職務を代理する。
- 3 事務局次長補佐は、上司の命を受け、事務局次長を補佐し、事務局次長に事故 があるとき又はかけたときは、その職務を代理する。
- 4 事務局員は、上司の命を受け、担当の事務に従事する。

第3章 事務の専決等

(事務局長の専決事項)

- 第6条 事務局長は、次の各号に掲げる事項について専決する。
 - (1) 実行委員会の事業の実施について、重要な事項に関すること。
 - (2) この規程の軽微な改正に関すること。
 - (3) 事務局次長の服務に関すること。
- 2 事務局長は、前項の規定に定めがないものであっても、その内容により専決を することが適当であると認められるものについては、専決することができる。
- 3 事務局長は、必要があると認められるものについては、その専決した事項を速 やかに会長に報告しなければならない。

(事務局次長の専決事項)

- 第7条 事務局次長は、次の各号に掲げる事項について専決する。
 - (1) 実行委員会の通常の事業の実施に関すること。
 - (2) 照会、回答、申請、届出、報告等(事務局次長補佐専決事項を除く。)に 関すること。
 - (3) 事務局次長補佐の服務に関すること。
 - (4) 事務局員の服務に関すること。

(代決)

- 第8条 決裁権者不在のときは、別表第2に掲げる区分に従い同表に定める者がその事務を代行することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、重要又は異例と認められる事項については、代決することができない。ただし、あらかじめ事務局長が処理方針を指示した事項については、この限りでない。
- 3 第 I 項の規定により代決した者は、代決した事項のうち必要と認められるもの については、速やかに決裁権者に報告しなければならない。

第4章 文書の取扱い

(記号及び番号)

- 第9条 施行する文書には、記号及び番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。
- 2 文書の記号は「国スむ委」とする。
- 3 文書の番号は、会計年度ごとの一連番号とする。

(編さん及び保存)

第 I O 条 施行を完了した文書は、事務局において編さんし、保存しなければならない。

(文書の取扱い)

第 | | 条 前 2 条に定めるもののほか、文書の取扱いについては、むつ市文書取扱 規程(昭和 4 5 年 | 月 2 6 日訓令甲第 | 号。以下、「文書取扱規程」という。) の例による。 第5章 公印

(公印)

- 第12条 事務局が使用する公印の種類は、別表第3のとおりとする。
- 2 前項の公印は、事務局長の指定する職員が管理する。

(公印の取扱い)

第 | 3条 前条に定めるもののほか、公印の取扱いについては、むつ市公印規則 (昭和 3 5 年 5 月 | 3 日規則第 | 3 号。以下、「公印規則」という。)の例による。

第6章 服務及び旅費

(服務)

- 第 | 4条 職員の服務は、むつ市職員服務規程(昭和 4 5 年 4 月 2 | 日訓令第 3 号。 以下、「服務規程」という。)の例による。
- 2 臨時的に任用する職員の服務等については、むつ市会計年度任用職員設置要綱 (令和4年3月 | 8日訓令第2号)の例による。

(旅費)

第 I 5条 職員の旅費の額及び支給方法は、原則としてむつ市の例による。 (費用弁償)

- 第 I 6条 実行委員会の委員等が会務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、実行委員会の会議の出席に要する経費については、この限りでない。
- 2 前項の規定による旅費の額及び支給方法は、前条の規定を準用する。

第7章 補則

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務 局長が別に定める。

(附 則)

この規程は、令和5年1月30日から施行する。

(附則)(令和5年3月3日一部改正)

この規程は、令和5年3月3日から施行する。

(附則)(令和5年4月1日一部改正)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和5年9月13日から施行する。

別表 | (第4条関係)

職名	充てる職
事務局長	むつ市民生部長
事務局次長	むつ市民生部市民スポーツ課 国民スポーツ大会準備室長
事務局次長補佐	むつ市民生部市民スポーツ課 国民スポーツ大会準備室長補佐
事務局員	むつ市民生部市民スポーツ課 国民スポーツ大会準備室職員

別表第2(第8条関係)

決裁区分	第1順位者	第2順位者
会長	事務局長	事務局次長
事務局長	事務局次長	事務局次長補佐
事務局次長	事務局次長補佐	

別表第3 (第12条関係)

公印の種類	寸 法	字体
青の煌めき あおもり国スポ・ 障スポむつ市実 行委員会会長印	正方形 24mm×24mm	てん書体
青の煌めき あおもり国スポ・ 障スポむつ市 実行委員会会長 職務代理者印	正方形 21mm×21mm	てん書体